

明治三十三年勅令第五十二号

国税犯則取締法施行規則

第一条 国税犯則取締法ニ於テ間接国税ト称スルハ左ノ国税トス

- 一 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第四十七条第二項ニ規定スル課税貨物ニ課サルル消費税
- 二 酒税
- 三 たばこ税
- 四 揮発油税
- 五 地方揮発油税
- 六 石油ガス税
- 七 石油石炭税

第二条 収税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押又ハ領置シタル場合ニ於テ所有者、所持者又ハ官公署ヲシテ保管セシムルトキハ之ニ封印ヲ為シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ差押又ハ領置ヲ明白ニスヘシ

第三条 差押目録又ハ領置目録ニハ物件ノ品名、数量、帳簿、書類ノ名称、箇數、差押又ハ領置ノ場所及時、所持者ノ住所又ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ

第四条 収税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押又ハ領置シタル場合ニ於テ之ヲ官公署ニ送致スルトキハ差押目録又ハ領置目録ノ謄本ヲ其ノ所持者ニ交付スヘシ

第五条 収税官吏官公署ヲシテ差押物件又ハ領置物件ノ保管ヲ為シムルトキハ其ノ旨ヲ差押又ハ領置當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第六条 国税庁長官、国税局長又ハ稅務署長國稅犯則取締法第七條ニ依リ差押物件又ハ領置物件ヲ公売スルトキハ物件ノ品名、數量、公売ノ事由、公売ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ公告スヘシ

第七条 国税庁長官、国税局長又ハ稅務署長國稅犯則取締法第七條ニ依リ差押物件又ハ領置物件ノ公売代金ヲ供託シタルトキハ其ノ金額ト共ニ其ノ旨ヲ差押又ハ領置當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第七条ノ二 國稅犯則取締法第八條第三項ノ國稅ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 課税貨物ニ課サルル消費税
  - 二 酒税
  - 三 石油ガス税
- 第八条 収税官吏質問、検査、領置、臨検、搜索又ハ差押ヲ為シタルトキ調製スル顛末書ニハ質問、検査、領置、臨検、搜索又ハ差押ノ事実、場所及時並答弁ノ要領ヲ記載スヘシ
- 第九条 國稅犯則取締法第十四條ノ通告ハ通告書ヲ送達シテ之ヲ為スヘシ
- 第十条 通告書ノ送達ハ使丁ニ依リテ之ヲ為シ其ノ受領証ヲ徴スヘシ但シ配達証明郵便又ハ民間事業者による信書ノ送達に關する法律（平成十四年法律第九十九号）第二條第六項ニ規定スル一般信書便事業者若ハ同條第九項ニ規定スル特定信書便事業者ニ依ル同條第二項ニ規定スル信書便ノ業務ノウチ配達証明郵便ニ準ズルモノトシテ財務大臣ノ定ムルモノヲ以テ送達ヲ為スコトヲ得
- 第十一条 國稅局長又ハ稅務署長國稅犯則取締法第十九條ニ依リ犯則ノ心証ヲ得サル旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知スル場合ニ於テ同法第七條ニ依リ供託シタル金額アルトキハ供託書ノ正本ニ供託金ヲ受取ルヘキ事由ヲ証スヘキ書面ヲ添付シ之ヲ差押又ハ領置當時ノ物件所持者ニ交付スヘシ
- 第十二條 犯則事件ノ調査及処分ニ關スル書類（國稅犯則取締法第二條第一項又ハ第二項ノ許可ノ請求ニ關スル書類ヲ除ク）ニハ每葉契印スベシ
- 2 犯則事件ノ調査及処分ニ關スル書類ニ付キ文字ノ挿入、削除又ハ欄外ノ記入ヲ為シタルトキハ之ニ認印スベシ
- 3 文字ヲ削除スルトキハ其ノ字体ヲ存シ置キ其ノ範圍ヲ明ラカニスベシ

第十三條 収税官吏ハ直接ト間接トヲ問ハス差押物件、領置物件又ハ没収物件ヲ買受クルコトヲ得ス

附則 本令ハ間接國稅犯則者処分法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（明治三十四年八月二十四日勅令第一七〇号）

本令ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則（明治三十五年一月一日勅令第二五三号）

本令ハ明治三十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

附則（明治三十七年四月一日勅令第九二号）

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（明治三十八年一月一日勅令第九号）

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（明治四一年三月一六日勅令第四二二号）

本令ハ石油消費税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（大正元年八月二〇日勅令第一三三号）

本令ハ大正元年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則（大正三年七月二五号勅令第一五三三号）

本令ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則（大正二年二月二七号勅令第五二三三号）

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則（大正一五年三月三一日勅令第四〇号）

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和二年三月三一日勅令第六五号）

本令ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和二年八月二二日勅令第四二四号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一三年四月一日勅令第二〇二二号）

本令ハ支那事變特別税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一四年四月一日勅令第一七八号）

本令ハ昭和十四年法律第四十八号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一五年三月三一日勅令第一六二二号）

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一七年二月二八日勅令第一一四号）

本令ハ馬券税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一七年三月三一日勅令第一九八号）

本令ハ廣告税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一八年二月二八日勅令第九九号）

本令ハ昭和十八年法律第三号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一八年三月三一日勅令第三三三二二号）

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一九年二月一五号勅令第七九号）抄

本令ハ昭和十九年二月一六日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和二二年三月三一日勅令第一二二二二号）抄

第一条 この勅令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し第十二条中間接國稅犯則者処分法施行規則第八條の改正規定は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

附則（昭和二二年一月三〇日政令第二四六号）抄

第一条 この政令は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

附則（昭和二三年七月七日政令第一四八号）抄

第二十一条 この政令は、公布の日から、これを施行する。



## 附 則 (平成二十一年三月三十一日政令第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(国税犯則取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号。以下「改正法」という。)

附則第一百一条の規定によりなお従前の例によることとされる同条に規定する行為に係る地方道路税に関する犯則事件については、なお従前の例による。